



福岡県産リサイクル製品
認定マーク



第18回で認定された製品
「もみつく（主原料：もみがら）」

令和6年10月28日

循環型社会推進課
直通：(092)643-3372
内線：3497
担当：月成、中村

「県産認定リサイクル製品（愛称：ぶくくる）」 第19回認定申請の受付を開始します！！

11月5日（火）から11月15日（金）まで、「県産認定リサイクル製品（愛称：ぶくくる）」の第19回認定申請を受け付けます。

「ぶくくる」は、資源の循環的な利用、県内のリサイクル産業の育成を目的として、間伐材・再生プラスチック等を使用するなど、環境に配慮した一定の基準を満たす生活関連製品を認定し、利用を促進するものです。

平成27年11月の制度創設以来、18回の認定を行い、「ぶくくる」は現在117製品まで拡大しました。「ぶくくる」の中には、古紙パルプ100%のトイレトーパーなど、県内に広く流通しているものもあります。

1 本認定制度の特徴

- (1) 県内リサイクル産業の育成を図るための制度です
- (2) 認定基準は、グリーン購入法に準じて、再生素材や含有率等を定めています
- (3) 県での率先利用や積極的な広報を行い、広く利用促進を図ります
- (4) 認定製品を一定額以上使用した事業所は、県競争入札参加資格審査の加点を受けられます

※ 本認定制度の詳細はホームページを参照してください。

<https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>



2 主な認定要件

- (1) 県内製造等
- (2) 認定基準適合
- (3) 関係法令遵守 など

3 申請対象者

リサイクル製品の製造・加工・製造委託等を行う者

4 認定対象品目（21分類）

- (1)紙類（コピー用紙、トイレットペーパー等）
- (2)文具類（ファイル、バインダー等）
- (3)オフィス家具等（いす、棚等）
- (4)制服・作業服等
- (5)インテリア・寝装寝具（簡易ベッド等）
- (6)作業手袋
- (7)その他の繊維製品
- (8)農業資材（園芸用品、肥料等）
- (9)照明
- (10)容器・包装材（包装用緩衝材、紙トレイ等）
- (11)家庭用繊維製品（糸、織物）
- (12)その他文具類（展示用パネル・プレート等）
- (13)その他繊維製品（体育マット）
- (14)日用品・家庭用品（かばん類、飲食器、レンジフードフィルター、消臭剤等）
- (15)食品（調味料、加工食品）
- (16)燃料（重油代替燃料）
- (17)間伐材又は低位利用木材を使用した製品
- (18)段ボールを使用した製品
- (19)使用済み牛乳パックを使用した製品
- (20)イ草端材を使用した製品
- (21)再生ゴムを使用した製品

5 申請受付期間

令和6年11月5日（火）～11月15日（金）の開庁日（9：00～17：00）

※持参される場合は事前に電話にて申請（提出）日時の予約をお願いします。

※郵送の場合は 令和6年11月15日（金）必着で提出をお願いします。

6 申請方法

認定申請書に必要書類を添えて提出してください。

※認定申請書の様式は、本制度ホームページからダウンロードできます。

※申請については、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、審査委員会の意見を聴いた上で認定を行います。

7 申請書提出先及び問合せ先

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL 092-643-3372 FAX 092-643-3377

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

